

女性消防吏員活躍推進PR動画  
『枚方寝屋川消防組合×同志社香里高等学校ダンス部』  
制作業務委託仕様書

1 業務名

女性消防吏員活躍推進PR動画

『枚方寝屋川消防組合×同志社香里高等学校ダンス部』制作委託業務

2 業務目的

消防の仕事において女性が働くイメージを多くの人に伝え、消防職を目指す女性を一人でも多く増やすことを目的とする。また、同志社香里高等学校ダンス部とコラボすることで、女性消防吏員の活躍する姿の表現の幅を広げ、より多くの人々の心に留まるPR動画を制作するものである。

3 業務内容

企画、演出、撮影、録音、編集、ナレーション等の映像制作（実写映像に限定しない。）に必要な業務及び付帯する業務一切とする。撮影に際しての使用料、出演料、謝礼、機器の損傷等に係る損害等の費用は受託者の負担とする。

その他詳細については次のとおりとする。

(1) ターゲット

ア 将来の就職を考える10歳代後半～20歳代前半の女性

イ 社会に出てから転職を考える20歳の女性

ウ その他、子供を持つ親世代や進路を担当する教員等

(2) 映像制作

ア 内容

(ア) 本消防組合で働く女性消防吏員の様子をありのままに表現し、視聴者に消防で働く女性の活躍する姿を印象付けられる内容とする。

(イ) 高校ダンス部とコラボすることで、消防だけでは表現できない自由な発想による演出等を用いることにより、多くの人々の心に留まる内容とする。

(ウ) その他の内容・演出方法については、契約後速やかに打ち合わせを行い、絵コンテ等により本消防組合の承認を得ること。また、出演する消防職員や学生に対する演技指導等の支援体制を徹底すること。

(エ) 本消防組合の承認後、やむを得ない事情等により内容を変更する必要がある場合は、本消防組合と受託者で協議の上変更することができるものとする。

イ 形式等

- (ア) 映像はフルHD以上とする。
- (イ) 映像は、インターネット上 (YouTube 等) でも配信可能なデータ形式とする。
- (ウ) 動画は本編 (1分30秒～2分程度) と、本編のダイジェスト版 (15秒～30秒程度) を各1本とする。また、YouTube 等で表示するためのサムネイル画像を作成すること。

#### エ 映像の編集及び試写映像の編集及び試写

本消防組合が必要と認めた場合は、編集作業に立会い、内容の修正を指示することができる。また、映像の試写は納品日の概ね2週間前に行うものとする。ただし、本消防組合と協議の上、試写に換えてその他の手法による内容確認を行うことができる。

#### オ 成果品

- (ア) 配信用データ (MP4 形式)
- (イ) サムネイル (JPEG 形式)
- (ウ) DVD (トールケース入り) 10 枚

レーベル面及びトールケース表面は本編の内容のわかるようなデザインとし、1枚ずつケースに収容すること。なお、トールケース表面デザインについては、ポスター等に2次利用可能な電子データ (JPEG 形式) でも納品すること。

- (エ) データメディア (DVD-R) 3 枚

ファイル形式は DVD ドライブ付きパーソナルコンピュータで再生及び複製が可能なものとする。

#### カ 著作権

成果品の著作権は本消防組合に帰属する。また、各種イベント、ホームページ、その他インターネット等で二次利用できるものとする。また、映像の一部のみの使用や再編集等も可とする。前記を考慮し、使用する映像・音楽の著作権、肖像権、個人情報保護など、適正に処理し、受託者は必要に応じて料金を支払うこと。

受託者は成果物について第三者が有する著作権その他の権利を侵害していないことを保証すること。また、第三者から著作権その他の権利の侵害等の主張があった場合は受託者がその責任においてこれに対処し、損害賠償等の義務が生じたときは、受託者がその全責任を負うこと。

#### (3) その他

(2)「映像の制作」と連動させることで効果的である独自の提案事業があれば、本消防組合と協議の上、実施するものとする。なお、これに係る費用については受託者の負担とする。

#### 4 履行期間

業務委託契約締結日から令和7年2月28日（金）まで

#### 5 納品場所

枚方寝屋川消防組合総務部人材マネジメント課（大阪府枚方市新町1丁目7番11号）

#### 6 打ち合わせ等

当該業務について、随時、本消防組合との連絡・調整を行うものとする。

#### 7 受託者の義務

- (1) 受託者は、受託する業務が行政サービスであることを十分認識し、法令・条例等を遵守し、業務を誠実に遂行しなければならない。
- (2) 受託者は、受託業務の実施に当たり、業務上知り得た秘密その他の情報を、業務以外の目的に利用したり、他に漏らしたりしてはならない。業務完了後又は契約解除後においても同様とする。
- (3) 受託者は業務に当たる者に欠員が生じた場合は、速やかにその者と同等又はそれ以上の経歴を有する代替者をあてられる体制を整えること。
- (4) 受託者は、契約後速やかに工程表を作成し提出すること。
- (5) 受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、本消防組合の承諾を得ること。
- (6) 受託者は、本委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰する事由により発注者に損害を与えたときはその損害を賠償しなければならない。
- (7) 受託者は、本委託業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で第三者その他に損害が生じた場合にはその賠償の責めを負うものとする。

#### 8 その他

- (1) 委託料については、委託業務完了に伴う完了検査に合格した後、適法な支払請求書を提出後30日以内に支払う。
- (2) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、本消防組合との協議の上決定する。
- (3) 受託者は、本消防組合が本契約に係る映像等を本消防組合ホームページに掲載又はその他に利用する際に、画像の加工、編集等が必要となった場合は、可能な範囲において協力すること。